

病害虫発生速報

令和7年5月8日
第2号

対象作物：おうとう

発信元 山形県病害虫防除所
TEL 023-644-4241(内陸)
0235-78-3115(庄内)

**題名：灰星病の発生が広く見られています。
早急に園内を見回り、発病した花や幼果の
摘み取りと防除の徹底を！**

1. 発生概況及び今後の予報

- (1) 県予察圃場における5月1半旬の発病花そう率は1.5%（平年：0.1%）であった。
- (2) 5月1日の特別巡回調査では、灰星病による花腐れが8地点中3地点で確認された。
また、5月7日の調査でも同地点で花腐れ症状が確認されている。
- (3) 開花期間中の降雨日数は平年よりやや多く推移しており、花腐れの多発が懸念される。
- (4) 向こう1ヶ月の天候は、気温が平年並から高い、降水量は平年並から多いと予報されている。

2. 防除対策

- (1) 花腐れや幼果腐れは熟果への伝染源となるので、園内をよく見回り、早期発見に努める。
- (2) 灰星病の発生が見られる園では、発病した花や幼果は見つけ次第摘み取り、適切に処分し、直ちに薬剤散布を実施する。
- (3) 灰星病の発生が見られない園でも、薬剤散布に当たっては10日を目安に散布間隔があかないよう注意し、果実に十分付着するようていねいに散布する。なお、幼果腐れが確認された場合は、追加防除を実施する。
- (4) 薬剤によって果実が汚れることがあるため、薬剤の選定や使用時期に注意する。



写真1 花腐れ



写真2 幼果腐れ、褐点型初期病斑

農薬の使用に当たっては、農薬使用基準（適用作物、収穫前使用日数、使用回数等）を遵守するとともに、隣接地や周辺作物へ飛散しないよう十分留意し、農薬の使用後は防除日誌の記帳を行う。